

JABEE が実質的に同等であると承認したワシントン協定加盟団体が認定する教育課程

実質的同等海外プログラム一覧

ワシントン協定加盟団体が認定した課程の修了者の内、技術士法第 31 条の 2 第 2 項に基づく技術士等の資格に関する特例の適用を受ける事が確認された教育機関の課程は下記の通りです。

- 注1. 本適用を受けようとする個人の修了を示す、認定を実施したワシントン協定加盟団体が公表する認定プログラム情報と同一の名称、更に高等教育機関発行による証書に記載されている認定プログラム情報を、下記の高等教育機関および課程の項へ転記、掲載します。
2. 本適用を受けようとする個人は、JABEE が発行する証明書を添えることにより、上記の技術士法第 31 条の 2 第 2 項に基づく技術士等の資格に関する特例の適用を受ける事が可能となります。
3. 下記の内、「分野」とは JABEE における認定の分野を示します。また（技術部門）とは、技術士試験受験に伴う技術部門を指します。
4. 下記の内、備考欄の国名は、ワシントン協定加盟団体が所在する国または地域等管轄を示すものです。
5. 教育課程掲載の順は、備考の文書 No. 順に沿って記載します。

* 本特例の適用は、JABEE がワシントン協定に加盟した 2005 年以降のものとしします。

2026 年 3 月現在

高等教育機関	課程	分野 (技術部門)	指定期間（注：この期間中に修了した者が、第一次試験免除となる。）	備考
University of Engineering and Technology, Lahore	B.Sc. Civil Engineering	土木 (建設部門)	平成 29 年 3 月～	パキスタン (文書 No.00001)
University of Moratuwa	Bachelor of the Science of Engineering Honours Degree specializing: Civil Engineering	土木 (建設部門)	平成 26 年 3 月～	スリランカ (文書 No.00002)
Dankook University	Bachelor of Science in Civil Engineering	土木 (建設部門)	平成 29 年 2 月～令和 7 年 2 月	韓国 (文書 No.00003)
Georgia Institute of Technology	Mechanical Engineering (BS in Mechanical Engineering)	機械 (機械部門)	平成 17 年 3 月～	米国 (文書 No.00004)